

令和8年度  
世界のウチナーネットワーク継承・発展事業委託業務  
企画提案に係る仕様書

令和8年6月

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課

## 1 件名

令和8年度世界のウチナーネットワーク継承・発展事業委託業務（以下「本業務」という。）

## 2 期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

## 3 事業目的

世界各地に広がるウチナーネットワーク（World Uchinanchu Network=WUN）の次世代への継承・発展を目的として、10月30日「世界のウチナーンチュの日」を中心とした県内におけるイベント・広報活動や持続可能なWUNの発展に向けた取組を実施する。

## 4 事業予算額

(1) 事業委託料は9,607,000円（消費税込み）以内とする。

※企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

(2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うが、必要に応じて概算払いに応じるものとする。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（任意様式）を作成し、契約締結までに県に提示すること。

(3) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 直接人件費

イ 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、使用料、再委託費等）

ウ 一般管理費（※）

エ 消費税（10%）

※一般管理費については、次の計算式により算出すること。

$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} - \text{再委託費}) \times 10/100$  以内

## 5 委託業務内容

「世界のウチナーンチュの日」に係る広報イベントの企画・運営・実施  
別添「世界のウチナーンチュの日」に係る広報・イベント企画提案仕様書」参照

## 6 実施体制

(1) 受託者の体制は次の条件を満たすこと。

ア 本業務の責任者として、プロジェクト全体を十分に管理可能な者をプロジェクトリーダーとして設置すること。

イ 本業務に正・副2人以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

ウ 本業務に必要な要員を配置しチームとして編成すること。

エ プロジェクトリーダー及びメンバーの責任・権限を明確にし、本業務への参画度、参画時期について明確化すること。

オ 問題等発生時の対応体制を明確にし、その責任者名を明確にすること。

カ 受託者は速やかに体制図を提出すること。

キ 通常及び緊急時において迅速に委託者との連絡を可能とすること。

## 7 再委託の制限等

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

ア 契約金額の 50 パーセントを超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

### (2) 再委託の相手方の制限

本契約に係る公募参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

○その他簡易な業務

ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本

イ 原稿、データの入力及び集計

ウ イベントや WEB サイト運営に係る通訳、翻訳業務

エ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配

オ その他、県が簡易と決定した業務

## 8 業務履行に係る関係人に関する措置要求

(1) 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(2) 県は、上記「7再委託の制限等」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(3) 受託者は、上記(1)、(2)による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

## 9 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）を遵守しなければならない。

## 10 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

## 11 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する。

## 12 成果物

(1) 事業報告書（紙媒体 3 部、電子データ 1 部）

※イベント、広報等で実施したアンケート集計・分析等を含む。

(2) 制作コンテンツ一式

別添

## 「世界のウチナーンチュの日」に係る広報・イベント企画提案仕様書

### 1 業務の目的

「世界のウチナーンチュの日」である10月30日を中心として広報及びイベントを実施することにより県民への認知・定着を促進し、ウチナーネットワークの更なる継承と発展を図ることを主な目的とする。

### 2 委託業務内容

事業内容については、次のとおり予定しているが、最終的には、企画提案募集要領に基づき提出された企画提案書の内容を受けて、県と協議の上、決定するものとする。

#### (1) 「世界のウチナーンチュの日」啓発イベントの実施

ア 「世界のウチナーンチュの日」に対する県民の関心を高めると共に、世界のウチナーンチュがウチナーンチュであることを誇り、心を一つにするためのイベントを実施すること。

また、同イベントの実施にあたり2027年に開催される第8回世界のウチナーンチュ大会をテーマとしたPRを行うこと。

(例：トークイベント、音楽イベント、文化体験イベントなど)

イ 実施日は令和8年10月30日（金）とし、400名以上の来場者を見込める会場を手配すること。

ウ アに掲げるイベントの実施にあたっては、ウチナーンチュ子弟等留学生やJICA 沖縄センター等の関係機関の他、県内の国際交流団体1者以上と連携すること。

また、アに掲げるイベントの実施に限らず、上記関係機関・団体が実施する関連イベントと連携した事業を実施すること。

エ 本事業における過去の実績や県が別途実施している他の交流事業も参考に、若い世代が気軽に参加しやすい企画とすること。

オ 本イベントの様子を撮影・編集すること。

カ イベント参加者から参加料は徴収しない。

キ 本事業実施にあたり、イベント集客に効果的な周知を行うこと。

ク 事業の効果を検証するため、参加者へのアンケート実施及び分析を行うこと。

ケ 上記、ア～クを踏まえて、具体的な取組とともに、事業実施により期待できる効果を提案すること。

#### (2) 「世界のウチナーンチュの日」啓発パネル展（1回以上）

ア 10月中に10日間程度のパネル展を実施すること。パネルは県が所有するものを使うこととし、展示枚数は10枚程度とする。パネル展実施にかかる諸費用は全て本事業費に含めること。

【補足（パネルサイズ）】縦：約73cm × 横：約52cm 10枚

縦：約104cm × 横：約73cm 5枚

イ パネル展は日常的に多くの県民の往来がある場所（例：商業施設、大学、公的

施設)を提案すること。なお、期間中、複数の場所で実施することを妨げない。  
ウ パネル展実施期間中に、来場者を以下の WUN サイトに興味を持ち、誘導させる工夫を行うこと。

WUN サイト URL : <https://wun.jp/>

エ 事業の効果を検証するため、閲覧者へのアンケート実施及び分析を行うこと。  
(アンケート回答は閲覧者の任意であるが、回答数が増えるような取り組みを提案すること)

オ 上記、ア～エを踏まえて、具体的な取組とともに、事業実施により期待できる効果について提案すること。

### (3)メディアによる情報発信

ア 「世界のウチナーンチュの日」や「世界のウチナーネットワーク」をより身近に感じ、興味関心が高まるよう、特に若い世代に向けた映像を制作するとともに発信すること。

イ 媒体はテレビ、ホームページ、YouTube などその種類を問わない。ただし、複数回実施できることが望ましい。

ウ 10 月中の実施は必須とするが、予算の範囲内でその他の月に実施することを妨げるものではない。

エ 上記、ア～ウを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

### (4)「世界のウチナーンチュの日認知度等調査」の実施

ア 「世界のウチナーンチュの日」に関する認知、浸透度を計るため、沖縄県民を対象としたアンケート調査を実施すること。

イ アンケートは、15 項目程度とし詳細は県と協議の上、決定する。

ウ アンケートの集計に加え、分析を行うこと。

エ 調査対象は、県内在住で 10 代以上の男女とし、サンプル数は 300 以上とすること。

オ 上記、ア～エを踏まえて、具体的な取組について提案すること。

### (5) その他

事業の目的に関連した独自企画を、ターゲット層、事業実施により期待できる効果、事業実施後に見込める展望を記載の上、1 案以上提案すること。